

第 6736 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 8月 4日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 助成金等の収入計上時期の取扱い

Q : 私は個人で事業を営んでいます。コロナの関連して助成金の支給を受けましたが、この助成金は、いつの年分の収入として計上したらいいのですか？

A : 助成金によって様々な時期が考えられますが、基本的な考え方は次のとおりです。

【解説】

所得税では、収入を計上する時期は、原則として、その収入すべき権利が確定した日の属する年分となっています。

したがって、ご質問の助成金等については、国や地方公共団体により助成金等の支給が決定された日に、収入すべき権利が確定すると考えられますので、原則として、その助成金等の支給決定がされた日の属する年分の収入金額として計上することとなります。

ただし、その助成金等が、経費を補填する目的で交付されるもので、あらかじめその交付を受けるために必要な手続をしている場合には、その経費が発生した年分に助成金等の交付決定がされていないとしても、その経費と助成金等の収入が対応するように、その助成金等の収入計上時期はその経費が発生した日の属する年分として取り扱うこととしています。また、助成金等の交付目的に適合した固定資産の取得等をした場合(その助成金等の返還を要しないことがその年の12月31日までに確定した場合に限る)において、一定の要件を満たすときは、その固定資産の取得等に充てた部分の金額に相当する金額を総収入金額に算入しないこととされています。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

